

平成  
二十年  
五條市議会第一回三月定例会会議録(第二号)

平成二十年三月六日(木曜日)

議事日程(第二号)

平成二十年三月六日 午前十時開議

第一 市長の施政方針と提出議案の説明

第二 発議第一号 監査及び結果報告を求める決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山田	益田	池上	藤富	川村	太田	西本
由比	吉博	輝雄	美恵	家廣	好紀	幸洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 吉 夫  
副市長 榮 美  
教育長職務代行者 橋 本  
市長公室長 岡 本  
和 人

八番 山 澄  
九番 峯 宏  
十番 西 彦  
十一番 北 和  
十二番 山 本  
十三番 花 昭  
十四番 佐 久  
十五番 寺 本  
十六番 榎 塚  
十七番 黄 木  
十八番 土 井  
十九番 榮 林  
二十番 大 谷  
二十一番 田 原  
清 龍  
末 次  
康 嗣  
英 夫  
凱 一  
保 英  
正 己  
昭 典  
久 和  
和 生  
彦 和  
宏 政  
澄 雄

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局次長	事務局長	企画調整課長	庶務課長	秘書課長	財政課長	水道局長	会計管理者	消防署長	大塔支所長	西吉野支所長	健康福祉部長	生活産業部長	総務部長
柳ヶ瀬	笹谷	西峯	乾田	山下	大垣	田中	堂阪	阪上	堤ノ上	窪	竹本	森本	清水	林水	上山
五美		久美	雅旬	正賢	賢治		賢治	武則	好文	佳秀	重博	康元		正勝	保見

午後三時三分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、去る二日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）本日、ここに、平成二十年度予算案を始め多数の重要案件を提案して御審議をお願いするに当たり、新年度における重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず最初に、平成二十年度の最重要施策である「行財政改革」の取組について申し上げます。平成十八年度から行財政改革の推進を最重要課題と位置付け、「五條市新行政改革大綱」及び「五條市集中改革プラン」を策定し、補助金、委託料、普通建設事業など、すべての事務事業について見直しを行ってまいりました。平成二十年度におきましても、引き続き、機構改革を始めとして職員定数の大幅な削減、都市公園を含む三施設の指定管理者制度の導入、土地開発公社健全化等、様々な改革に取り組み、その成果が期待されるところであります。

また、財政健全化計画に基づき、平成十九年度から平成二十一年度までの三年間に限り、年利五パーセント以上の事業債の借換えが国で認められ、これにより三年間の借換え額は、一般会計で四億三千万円、簡易水道事業で七千万円、下水道事業で十六億円及び上水道事業で七億六千万円、合計二十八億六千万円を予定しており、その財政効果額は六億円を見込んでおります。

さらに、平成二十年度におきましては、現在、試行的に実施しております七百二十五の事務事業評価に加え、施策レベルからの評価も取り入れ、限られた財源、人材等の資源を有効に活用する行政評価システムを構築することにより改革を着実なものにするともに、市民の視点に立った簡素で効率的な行政経営を目指して徹底した行財政改革を断行してまいります。

次に、将来のまちづくりを進める上で最も基本となる「新五條市総合計画」につきましては、平成十八年度から計画策定業務に鋭意取り組んでいるところであり、平成二十年度におきましても継続して審議を行い、市民のだけれども「ここに住んで良かった」と実感できる五條市の指標となる計画を

策定してまいります。

次に、「ケーブルテレビ整備事業」の取組について申し上げます。この事業は、平成二十三年七月から完全移行する地上デジタル放送への対応並びにインターネット環境の地域情報格差是正を目的としております。事業の進め方といたしましては、国の交付金や県補助金の財政支援を賜りながら、こまどりケーブル株式会社を活用した事業の実施を予定しており、四月から加入率九〇パーセント以上の確保を目指し、地域住民への説明会を計画しております。

今後は、行政と地域住民が一体となった事業として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「携帯電話の通信エリア拡大」への取組につきましては、携帯電話等の移動通信サービスの利用可能な地域を拡大し、地域住民の利便性の向上や社会経済活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。とりわけ高齢者が多い山間地域などにおける緊急事態時等への対応を考えますと、地域間の情報通信格差の是正が非常に大切であり、今後も民間通信事業者に対して通信エリア拡大の要望活動を積極的に行ってまいります。

次に、「公共交通対策」の取組について申し上げます。昨年十一月の地域公共交通会議における再編計画に基づき四月から路線バスが休止となる地域におきましては、デマンド方式の乗合タクシー並びにへき地患者輸送車を活用した代替交通を運行してまいります。また、大塔地区のふれあいバスにつきましても、デマンド方式による有償運行を予定しております。

これに伴いまして、五條市生活バスの運行に関する条例の制定について、今議会で御審議をお願いするものであります。

今後も引き続き、地域住民、特に高齢者や児童・生徒など交通弱者に配慮した生活交通の在り方について、検討してまいります。

次に、「陸上自衛隊駐屯地の誘致」につきましては、これまでに昨年十二月に防衛省への要望活動、二月に自衛隊奈良地方協力本部への要望活動、徳島県阿南市及び高知県香南市への視察を行ってまいりました。

今後も引き続き、駐屯地誘致の実現に向け、防衛省及び関係機関へ精力的に要望活動を行ってまいります。

次に、「道路行政」の取組のうち、国道二四号拡幅整備につきましては、本陣交差点から市役所下交差点までの一工区が、平成二十年度からいよいよ工事に着手されます。また、市役所下交差点から裁判所下までの二工区につきましては、引き続き国と一体となり用地交渉を行ってまいります。さらに、三工区的设计及び補償物件調査が行われる予定であります。

次に、地域高規格道路五條新宮道路（五條市域）につきましては、県において本陣交差点から五條インターまでを先行して事業化が進められますことは御案内のとおりであり、事業の早期実現に先がけて都市計画決定を行うため、県及び関係機関に強く働き掛けてまいります。

次に、京奈和自動車道につきましては、引き続き大和・御所道路における御所区間の早期開通に向け強く働き掛けてまいります。

一方、市道岡七号線の改良工事につきましては、全線三三〇メートルの整備を精力的に行ってまいります。

また、市道中之今井線の改良工事につきましては、今後も精力的に用地交渉を行い、全線一、四〇〇メートルの早期整備に取り組んでまいります。

次に、新町地区の「街なみ環境整備事業」につきましては、平成十九年度で終了となっております。また、修景施設整備補助事業は、これまでに五十七件の施設を整備し、歴史的な風情のある町並みとなってまいりました。

今後は、文化財保護の観点で地区全体の景観保存を図るべく重要伝統的建造物群保存地区への選定に向けて、鋭意努力してまいります。

次に、「公園整備事業」のうち、五條中央公園につきましては、今後も引き続き火葬場から吉野川河川敷までの公園西側の整備を、平成二十一年度の完了を目標に進めてまいります。

次に、上野公園多目的グラウンド人工芝改修工事につきましては、スポーツを通しての青少年健全育成、生涯スポーツ及びレクリエーション活動の場を提供できる魅力ある施設づくりを図るべく、平成二十年度におきまして、多目的グラウンドの人工芝化の整備を行ってまいりる所存であります。

また、平成二十一年七月下旬から八月中旬にかけて奈良県を中心に開催されます、「全国高等学校総合体育大会」のサッカー予選会場として使用されることもあり、公園全体の活性化にもつながるものと考えております。

次に、（仮称）金剛山麓野鳥の森公園整備事業について申し上げます。事業の第一目的は、土地開発公社の経営健全化を図ることです。昨年一月におおむね十年間で土地開発公社の保有土地を処分する計画を策定し、その一つが本事業であります。平成二十年度予算案におきまして土地開発公社の用地購入費を計上し、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、施設の有効利用と管理費の削減を図るべく、市で管理している上野公園、阿田峯公園及び五万人の森公園の指定管理者制度の導入に向け、これまでに募集要項、仕様書の配付を行い、二月十五日に現地説明会を終えたところであります。

今後の予定としては、五月に選定委員会において管理者を決定し、六月議会におきまして御審議・御議決を賜り、十月から指定管理者による管理・運営を開始してまいりたいと考えております。

次に、「地籍調査事業」につきましては、現在調査を進めております五地区に加え、平成二十年度から新たに山田町・原町の各一部、釜窪町の一部、本町一丁目、三丁目・須恵一丁目の各一部、今井三丁目及び西吉野町茄子原・平雄の各一部の五地区の調査を実施する予定であります。

次に、「みどり園大規模改修事業」につきましては、施設の延命化及び環境保全を図るべく、焼却施設、排煙施設などの改修工事を平成二十年度か

ら三箇年事業で行ってまいります。改修工事に当たりましては、市民の皆様にご迷惑をお掛けすることのないよう工事並びに処理業務を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、「下水道事業」の取組について申し上げます。本市の公共下水道普及率は、本年度末で五五パーセントに達する見込みであります。

平成二十年度におきましても、引き続き市街地を中心とした整備区域の拡大に取り組むとともに、水洗化促進を図るべく精力的に戸別訪問を行い、市民の皆様の御理解と御協力を求めてまいります。

また、野原地区の県流域下水道事業につきましては、平成二十二年度末の完成に向けて計画的に事業が進められております。

次に、「住宅行政」の取組について申し上げます。入居者の火災による被害の軽減を図るべく、住宅用火災警報器の設置を計画的に行ってまいります。

また、住宅使用料の徴収につきましては、貴重な財源確保を図るべく精力的に取り組んでまいります。

さらに、市営住宅の耐震化を図るべく、平成二十年度におきまして、今井団地及び東田中団地の一・二号棟の耐震予備診断を実施してまいります。

次に、「人権行政」の取組について申し上げます。これまでに、地域間交流や世代間交流の拠点となる「五條市人権総合センター」の建設事業に取り組んでまいりました。地元の皆様のご理解と御協力を得まして昨年十一月末に完成し、一月から運用しておりますことは御案内のとおりであります。

今後は、当センターを拠点に同和問題を始めあらゆる人権問題の撤廃を発信するとともに、機能充実を図ってまいります。

また、市がこれまでに取り組んでまいりました諸施策について、その成果や課題を明らかにし、優しさとぬくもりのある五條市、あらゆる人権問題のないまちづくりへの構築を図るべく、人権に関する市民意識調査を実施してまいりました。平成二十年度におきましては、市民の皆様のご理解と御協力により得ました貴重な調査結果を基に、「人権施策に関する基本計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、「農林業施策」の取組について申し上げます。本市は、農業と林業が重要な産業となっております。本市中央部の丘陵地域におきましては、柿や梅などの果樹が栽培されており、特に国営五條吉野土地改良事業による造成地域は全国有数の柿の優良産地であります。市全体の生産量に至っては全国第一位を誇り、この「生産量 日本一の柿」をJANAならけんなど関係機関と連携を密にしながら全国に普及してまいります。

また、五條地域におきましては水田農業が中心の労働集約型農業であります。担い手の高齢化等による遊休農地対策や新規就農者の促進等を図るべく農地取得の下限面積の引下げを行い、農地の権利移動による地域農業の活性化と振興を推進してまいります。

さらに、農業の生産性の向上を図るべく、平成二十年度から五箇年事業で山陰地区のほ場整備に取り組んでまいります。

一方、林業につきましては、森林環境税や補助事業を活用して森林の持つ機能増進を図り、元気な森林づくりを推進してまいります。また、林業の生産活動の活性化と振興を図る林道整備につきましても、精力的に取り組んでまいります。

次に、「観光行政」の取組につきましては、宇井地区における国道一六八号の復旧工事が終了し、今月十八日から開通されることとなりました。今後、観光客の増加が期待され、更なる観光客の誘致を図るべく、豊富な観光資源を最大限に活かした観光ルートの整備に精力的に取り組んでまいります。

次に、「福祉・保健行政」の取組のうち、高齢者福祉につきましては、「第五期老人保健福祉計画・第四期介護保険事業計画」の策定委員会を設置し、平成二十一年度から平成二十三年度までの高齢者施策の検討を進めるとともに、更なる高齢者福祉サービス及び介護サービスの充実を図ってまいります。

次に、障害者福祉につきましては、「五條市障害者基本計画・五條市障害者福祉計画（第一期）」に基づき充実した支援サービス及び支援体制づくりに努めてまいります。また、平成二十一年度から平成二十三年度までの第二期計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童福祉につきましては、平成十七年三月に策定しました「五條市次世代育成支援行動計画（前期計画）」並びに昨年六月に立ち上げました「五條市次世代育成支援対策地域協議会」での意見や見直し点等を踏まえながら、更なる子育て支援サービスの充実を図るとともに、平成二十二年度から平成二十六年度までの後期計画の見直し作業に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、昼間、保護者のいない家庭の放課後児童の健全育成を図るため、平成十三年度から児童保育所を開設してまいりました。平成二十年度から新たに今井区コミュニティセンターにおきまして、市内で六箇所目となる「宇智学童保育所」を開設してまいります。

次に、国民健康保険及び後期高齢者医療につきましては、四月から国民健康保険を始めとする医療制度が改正されることとなりました。主な内容といたしましては、現行の老人保健制度を廃止し、県下全市町村で構成される広域連合による後期高齢者医療制度の実施であります。この制度の実施主体は、奈良県後期高齢者医療広域連合であります。相談窓口、資格関係の受付並びに保険料の収納等の業務につきましては、各市町村が担当となります。本市といたしましては、広域連合と連携を図りながら円滑な事業の運用に努めてまいります。

これに伴いまして、五條市後期高齢者医療に関する条例の制定について、今議会で御審議をお願いするものであります。

また、医療費の適正化を図るべく、四十歳以上の全被保険者を対象とした特定健康診査及び保健指導を実施してまいります。これは、昨今の食生活等、生活様式の変化に伴い増加する糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の発症・重症化を未然に予防することで市民の健康保持・増進を

図り、医療費の増加を抑制するものであります。実施方法といたしましては、市内で開業の各医院に健診を委託すべく、現在、五條市医師会と鋭意協議中であります。西吉野・大塔地域につきましては、検診車を配して集団健診を実施してまいりたいと考えております。

次に、「(仮称)にしよしの健康増進・福祉施設整備」につきましては、昨年十二月に建設準備委員会を設置し、これまでに協議や施設の視察を行ってまいりました。平成二十年度予算案におきまして測量・設計委託料を計上し、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「産科医療問題」につきましては、平成十八年四月からの県立五條病院に続いて、済生会御所病院、町立大淀病院が相次いで産科の休診がなされてまいりました。これにより、県南部地域における産婦人科医療体制は、非常に深刻な状況に陥ってしまいました。市といたしましても、これまでに県立五條病院の産科再開に向け、平成十八年十二月及び昨年五月に県知事、県議会議長等に対して要望書を提出し、さらに、機会あるごとに同様の要望を行ってまいりました。

先般、今春にも県立五條病院と橋本市民病院との医療連携体制により、県立五條病院の産科が再開されるという新聞報道がありました。市といたしましても、大変喜ばしく、また、大いに期待するところであり、今後も引き続き本体制が早期に稼働され、県立五條病院の産科が再開されるよう精力的に要望活動を行ってまいります。

次に、「教育行政」の取組について申し上げます。社会の急速な変化に伴い、いじめや不登校問題、学力の低下、児童虐待に代表される家庭教育の低下など、子供たちを取り巻く教育課題には大変厳しいものがあります。また、特別支援教育の導入、全国一斉の学力・学習状況調査の実施、小学校への英語教育の導入、学校評価の実施とその公表など様々な教育改革の波が押し寄せてきております。これら教育課題の克服に向けて、平成二十年度における学校・園の目標を「確かな学力の定着」「豊かな心の育成」「教育の質の向上」と掲げたところであり、それぞれの学校・園の教育活動の推進に当たっては、幼児・児童・生徒の「知・徳・体」の調和を図りながら、創意工夫と特色に満ちた「魅力と活力のある学校づくり」を、更に推し進められるよう鋭意努めてまいります。

次に、「教育環境の整備」のうち、教育の情報化への取組につきましては、すべての児童・生徒のICT(情報通信技術)活用能力の向上を図るべく、これまでに五條教育ネットワークシステム構築事業を行ってまいりました。

今後は、初・中等教育における情報活用能力の育成を図るべく、効果的なICT活用により情報教育の更なる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校施設の耐震化につきましては、児童・生徒の安全を確保するため建物の耐震補強改修工事を行ってまいりました。平成二十年度におきま

しては、五條中学校及び五條東中学校の耐震診断を行う予定であります。

次に、水道事業の取組のうち「上水道事業」につきましては、公営企業健全化計画に基づき、平成十九年度から平成二十年度までの二年間に限り、年利六パーセント以上の事業債の借換えが国で認められました。これにより、繰上償還を行い、公営企業財政の長期安定化に資するとともに、民間委託の一部見直しや上水処理の効率化等を推進し、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に提供できるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、「簡易水道事業」の取組につきましては、白銀南地区での水道未普及地域解消整備事業が完了し、四月から試験給水を行い、順次、本格給水に移行する予定であります。事業の完成により、西吉野町唐戸ほか三自治会約六十四戸、百六十人及び公共施設等が水道の恩恵に浴していただけるとなおります。

今後引き続き、白銀北地区の統合整備並びに城戸・陰地区の水道未普及地域解消整備を計画的に行うとともに、辻堂地区の水道未普及地域解消事業につきましても実施設計・用地買収等に着手してまいりたいと考えております。

最後に、市民の生命と財産を守る「防災・消防行政」の取組のうち、救急業務につきましては、毎年増加する救急需要に対応するため、メディカルコントロール（医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質の保証）体制のもと、救急救命士の養成や医療研修の充実を図り、救急隊員の資質の向上に努めるとともに、市民に対して普通救命講習を実施し、応急手当の普及啓発並びに救命処置の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、予防業務につきましては、大切な文化財を後世に引き継ぐ上で火災等の災害に遭わないよう、一月二十三日からの文化財防火週間に文化財建造物の立入査察や、大型店舗等にも随時立入査察を実施するなど、火気の取扱いや消防用設備等の維持管理並びに防火管理体制の強化に努めてまいりました。

また、住宅用火災警報器の設置につきましては、既存住宅には平成二十一年五月末まで猶予期間はありますが、地域における消防訓練等の機会に早期の設置を指導してまいり所存であります。

次に、防災対策につきましては、近年、大型台風や局地的な集中豪雨により、全国各地で土砂災害が頻発しております。幸い県内では大規模な災害は起きておりませんが、県内には八千箇所を超える土砂災害危険区域があります。これまで県事業により砂防事業や急傾斜地対策事業などが実施されてまいりましたが、ハード対策だけでは住民の安全が守れないことから、ソフト対策にも取り組まれることとなりました。現在、県におきまして土砂災害警戒区域の指定に取りかかっており、本市におきましても現地調査が進められております。

さらに、二月から県内でも「土砂災害警戒情報」の運用が開始されたところであり、土砂災害の危険度が高まった市町村に対し、気象庁と県が共同

して発表する情報を、テレビやラジオ、インターネットなどを通して早期に得ることが可能となりました。

市の取組といたしましては、平成二十年度において、土砂災害や洪水の危険性、地震の揺れやすさなど、防災に関する情報や日ごろからの備えなどを記した「防災のしおり」を市内各戸に配布し、市民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成二十年度の予算編成について御説明申し上げます。

平成二十年度の一般会計当初予算については、昨年度本予算額百八十一億円より約十億円を削減した百七十億円を目標として予算編成に入りました。しかし、結果として百七十九億円の予算となっております。

このことについては、当初想定をしていなかった特殊項目として、①財政健全化計画に基づく市債の借換額三億二千万円、②土地開発公社経営健全化のための公社用地の買戻し費用三億円、③ケーブルテレビ施設整備事業三億八千万円など合計十億円の事業費を計上したため、当初の目標額である百七十億円を上回ることとなりました。

本年度予算の特徴といたしましては、新行財政改革推進の二年目として更なる改革に取り組み、人件費の削減、事業費の削減、公債費の削減等を着実に、継続的に推進する予算編成といたしました。

具体的に申しますと、人件費につきましては、昨年度新たに設けました勸奨制度の導入及び団塊世代の職員の退職等により本年度は約二億円の人件費を削減いたしました。

また、公共事業費につきましては、大幅な見直しを進め、平成十八年度三十七億円、十九年度二十四億円、二十年度二十一億円と予算額を減らし、財政の健全化に向け取り組んでおります。

公債費につきましては、平成十九年度から二十一年度までの三年間で、全会計併せて二十八億六千万円の借換債による繰上償還を行い、その効果額として六億円の金利軽減を見込んでおります。

また、五條市土地開発公社の経営健全化につきましては、(仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業として、本年度から四箇年で約十億円の用地買戻しを有利な過疎債の適用により交付税算入を受けて行い、公社の経営健全化を図っていく所存であります。

以上、新年度予算の総括といたしましては、昨年度来より取り組んできた集中改革プランを更に推し進めるとともに実績を挙げていく年として、また、持続可能な行財政運営を目指し、歳入に合った歳出予算の早期実現を図っていく二年目の年として、予算編成を行った次第であります。

続きまして、特別会計予算について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算につきましては、医療制度改革に対応し、保健事業等の積極的な推進を図り、医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税の適正かつ公平な賦課や収納率の向上により、国民健康保険の円滑な運営と健全財政を確保するための予算を編成した次第であります。

次に、簡易水道特別会計予算につきましては、水道の未普及地域の解消と老朽化した施設の統合整備を計画的に進めるとともに、安全で、おいしい水を安定的に供給するための予算を編成した次第であります。

次に、老人保健特別会計予算につきましては、平成二十年度から後期高齢者医療制度が創設されるため、三月診療分の医療費等を給付するための予算を編成した次第であります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、県の吉野川流域下水道事業と連動し、市民の健康で快適な生活環境の向上と、吉野川等の公共用水域の水質保全及び環境保護を目的とした下水道事業の達成に向け、整備区域の拡大を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算につきましては、市営墓地事業の適正な管理運営を行うための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、高齢者及び介護サービス利用者が増加する中、必要な介護サービスの提供と平成十八年四月から開始した介護予防サービスが適切に運営できるよう、介護保険事業計画に基づき予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算につきましては、へき地医療を確保するため診療事業を推進し、適正、適切な医療の提供を行うための予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、西吉野町滝地区の農業集落における水質保全及び水洗化による生活環境の改善や丹生川等公共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を行うための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、市町村の事務である保険料の徴収、医療費請求の受付、窓口事務等を行うための予算を編成した次第であります。

次に、水道事業会計予算につきましては、独立採算制を堅持しながら市民生活に欠くことのできない命の水を安定供給するための予算としております。

まず、収益的収支につきましては、給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び委託業務の一部見直し並びに諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう、事業量に対応した予算としております。

また、資本的収支につきましては、浄水施設電気計装設備更新及び下水道整備事業に伴い支障となる水道管移設工事費等を計上いたしました。

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

報第一号 平成二十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について並びに報第二号 平成二十年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により報告するものであります。

次に、報第三号 専決処分等の報告、承認を求めること（訴えの提起）につきましては、第三者異議の訴え及び強制執行停止の申立てに急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、報第四号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第五号）、報第五号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、報第六号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）及び報第七号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）につきましては、給与改定等に伴う予算執行に急を要したため、専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、議第一号 五條市生活バスの運行に関する条例の制定につきましては、公共交通の再編計画に基づき道路運送法第七十八条の規定による家用自動車（生活バス）の有償運送を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、後期高齢者医療制度が創設されるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市立野原東住民センター条例の制定につきましては、五條市人権総合センター条例の制定に伴い五條市立隣保館条例を廃止するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 五條市行政組織条例の一部改正につきましては、機構改革のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五号 五條市監査委員に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、機構改革のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い占用料の額が改定さ

れるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正につきましては、奈良県流水占用料等に関する条例の占用料の額が改定されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正につきましては、五條市道路占用料に関する条例の占用料の額が改定されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正につきましては、五條市道路占用料に関する条例が改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市立学童保育所条例の一部改正につきましては、宇智学童保育所が新設されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市立児童遊園地設置条例の一部改正につきましては、大津児童遊園地が新設され、火打児童遊園地が廃止されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市老人医療費助成条例等の一部改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い奈良県老人医療費助成事業補助金交付要綱等が改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う制度間調整等のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十六号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正につきましては、診療報酬の改定のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十七号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、機構改革のため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正につきましては、行財政改革に伴う手数料の見直しを行ったため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第二十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきましては、今回の補正は四億二千五百九十六万一千円の追加でありまして、歳入歳出予算額は百八十六億八千三百六十九万一千円となります。補正の主な内容といたしましては、退職手当人件費、生活保護国庫負担金精算返還金等を増額するものであります。

次に、議第二十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、保険給付費等一億五千七百四十二万八千円を増額するものであります。

次に、議第二十二号 平成十九年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、総務費二百六十九万九千円を増額するものであります。

次に、議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、繰上償還金等四億三千九百七十万円を増額するものであります。

次に、議第二十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、総務費四百九十四万円を増額するものであります。

次に、議第二十五号 平成十九年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、企業債償還金二億二千四百六十八万九千円を増額するものであります。

次に、議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額百七十九億三千八百万円、前年度と比べ十億六千三百万円の増額となっております。

次に、議第二十七号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十二億六千三百万円、前年度と比べ二千万円を増額となっております。

次に、議第二十八号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、予算総額五億一千二百五十万円、前年度と比べ四千四百万円を増額となっております。

次に、議第二十九号 平成二十年度五條市老人保健特別会計予算議定につきましては、予算総額六億二千二百万円、前年度と比べ三十五億三千五百万円の減額となっております。

次に、議第三十号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額十七億九千五百万円、前年度と比べ五億七千二百

三十万円増額となっております。

次に、議第三十一号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額百八十六万円で、前年度と比べ百三十八万円の減額となっております。

次に、議第三十二号 平成二十年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額三十億二千三百万円で、前年度と比べ一億六千二百六十万円の増額となっております。

次に、議第三十三号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額五千三百二十万円で、前年度と比べ百万円の減額となっております。

次に、議第三十四号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額二百十万円で、前年度と比べ九万円の減額となっております。

次に、議第三十五号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額三億九千六百四十万円で予算を編成した次第であります。

次に、議第三十六号 平成二十年度五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益七億七千三百二十四万九千円に対し、水道事業費用七億三千八百五十五万九千円で、二千九百八十七万二千円の当年度純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入五億六千三百七十二万六千円に対し、資本的支出八億七千六百四十万六千円であります。なお、資本的収支不足額三億一千二百六十八万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、同第一号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、公平委員のうち、中谷公男委員の任期が平成二十年三月三十一日をもって満了するため、その後任の委員の同意を求める次第であります。

次に、同第二号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、教育委員のうち、御勢久右衛門委員が平成十八年十一月十三日に死去されたため、その後任の委員の同意を求める次第であります。

次に、同第三号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、教育委員のうち、田村幸子委員が平成十九年五月三十一日をもって辞職したため、その後任の委員の同意を求める次第であります。

以上がこのたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては、何とぞ、慎重審議の上、御議決または御承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

次に、日程第二、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）発議第一号 監査及び結果報告を求める決議。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十年三月六日提出

提出者 五條市議會議員 黄木英夫

賛成者 五條市議會議員 土井康嗣

” 田原清孝

” 寺本保英

” 峯林宏政

” 益田吉博

” 西本幸洋

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会黄木英夫委員長。

〔議会運営委員長 黄木英夫登壇〕

○議会運営委員長（黄木英夫）ただいま上程されました発議第一号 監査及び結果報告を求める決議について、案を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

監査及び結果報告を求める決議（案）

岡中継施設築造工事の計画中止に関する事項（岡中継施設築造工事の計画段階から計画中止に至るまでの一切の事項）に関し、地方自治法第九十八

条第二項の規定により監査を求め、その結果について報告を請求することを決議する。

平成二十年三月六日

#### 五條市議会

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（西尾彦和）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）今、黄木議会運営委員長の方から、発議第一号 監査及び結果報告を求める決議ということで上程されております。今日は午前中に厚生常任委員会が開かれまして、樫塚委員長、不肖私佐久間が副委員長を仰せ付かっておりまして、委員の皆さん方から、この懸案であります岡築造の件に関して、市長に、いわゆる業者名、それから、等々提出を求め、提出されたわけでございます。その中で、いろんな意見がございました。いろんな意見を聴取させていただきました。午後から開かれました議会運営委員会に樫塚委員長と私が同席をさせていただきました。この提出者、それから賛成者の皆さん方の中で、もちろん議長、副議長同席のもとで、議会運営委員会の中で委員長報告をさせていただきました。その内容は、議会運営委員会の皆様方も御存じのことでありますので、今取り上げることはありませんけれども、その中で、意見としては、もう一度厚生常任委員会に差し戻し、もう一度議会の決議をいただいて、検査、検閲ということと、百条委員会うんぬんという話はありませんでしたけれども、監査をしていたかどうかというふうなお話もございました。そして、樫塚委員長と私は報告をいたしました。退席をさせていただいたわけでございます。その間、議会運営委員会の中で種々検討いただいたわけでございますけれども、この、今発議にのぼっている議題に関しては、厚生常任委員長報告で了解をしていただきましたけれども、私は、できれば、この発議第一号がこの本会議に上程されるまでに、代表監査委員とそして私議会から選出されております監査委員に意見を述べさせていただく、また、議運の皆様方から代表監査委員として私に意見を求めていただく場がなかったということが大変残念ではありません。しかし、この発議は上程されておりまして、粛々と受けさせていただきました。今後におかれましては、開かれた議会、開かれた議会運営委員会ということで、いろいろな少数の意見も聞いていただく場を設けていただきたい。議会運営委員会で決まったことは、各会派の代表がいらっしゃいますので逐一終了後その話は伝わっておりますけれども、今回、立て込んでおったスケジュールの中で決めたこととは思いますが、少なくとも少数の意見、代表監査、監査の意見を聞いていただきたいということで、今、発言をさせていただいております。今後におかれましては、皆様方にこのことを申し上げ、少し念頭に置いていただいて、議会運営委員会等を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。（「議長、議長」の声あり）はい。

○十七番（黄木英夫）ただいま佐久間監査委員の方からお話がありました。

我々議会運営委員会におきまして、なるほどおっしゃるように、午前中に厚生常任正副委員長の説明をいただきました。また、午前中においては、厚生常任委員会も開きました。その結果、簡単に申し上げますと、地方自治法第九十八条の一項についてでございます。それで納得いかないということに立ち至ったわけで、では、次の第二項というのがございます。この第二項では、やはり議会で幾ら審議し、要求してもできない面がございます。それは、現地の実地調査とか、あるいは理事者側の行政監査はできません。そういう意味において、やはりこれは第一項で幾ら審議しても前に向いて進まないという、こういうことになりました。では、市民の皆さんに議会からの説明責任を果たす。まず、監査委員会です。いろいろ監査していただいて、第一項でできなかったことを第二項の監査委員で議長の方から監査請求を求めてですね、その内容を市民に説明するその責任が、まず、この第二項であると、こういうことで、議会運営委員会全員が一致してですね、このことになったわけでございます。

当然、この厚生常任委員会の委員もこの議会運営委員会の中の委員として入っております。何ら、この第二項を認める監査委員の趣旨には、結果報告を求める決議案、これには差支えがないと、このように思うわけでございまして、どうかその趣旨を十分御理解いただいて、議員の皆さんは御検討いただきたいと、御賛同賜りたいと、このように思う次第であります。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西尾彦和）起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西尾彦和）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日七日、午前十時に再開し、議案審議を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、七日の午後五時までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後四時九分散会